

令和8年4月
警察庁

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」に対する意見の募集について

警察庁では、道路標識及び道路標示により、2千キログラム以下の車両を牽引する当該車両の3倍以上の重量の自動車について、40キロメートル毎時以下の最高速度を指定できるようにすること等を内容とする道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none">電子政府の総合窓口 e-Govパブリックコメント意見提出フォーム電子メール (kisei-pabukome@npa.go.jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局交通規制課法令係 パブリックコメント担当
	FAX	03-3504-0128 ※ 1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	令和8年4月10日（金）から 令和8年5月9日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じて公表する可能性があります。

〈 参 考 〉

別紙のほかに、命令案について、新旧対照表を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している内閣府令案の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記があります。

新たな表記の主なものとその意味は次のとおりです。

【二重傍線】

- 1 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分（注）に二重傍線を付している場合
改正前欄に掲げる二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。
- 2 改正後欄に掲げる対象規定に対応するものを改正前欄に掲げていない場合
対象規定を加える。

（注）標記部分とは、章、条、項、号、号の細分等の一まとまりの規定の冒頭の「第○章」、「第○条」、「1」、「一」、「イ」等の部分をいう。

1 命令等の題名

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

2 根拠となる法令の条項

道路法（昭和27年法律第180号）第45条第2項及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第5項

3 改正の概要

生活道路の安全確保のため、令和8年9月1日に道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第248号。以下「改正政令」という。）が施行され、中央線等のない一般道路の法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられるが、道路交通の実態に鑑み、道路標識及び道路標示により、中央線等のない一般道路において、30キロメートル毎時を超える最高速度を指定することは可能となっている。他方、2千キログラム以下の車両を牽引する当該車両の3倍以上の重量の自動車については、30キロメートル毎時を超える最高速度を指定することができなくなることから、改正政令の施行後も引き続き、40キロメートル毎時以下の最高速度を指定できるようにする。

4 施行期日

改正政令の施行の日（令和8年9月1日）から施行することとする。